

一、最新中国法令

● 国务院办公厅关于全面实行行政许可事项清单管理的通知

【发布单位】国务院办公厅
【发布文号】国办发〔2022〕2号
【发布日期】2022-01-30
【内容提要】该通知提出，2022年底前，构建形成全国统筹、分级负责、事项统一、权责清晰的行政许可事项清单体系，编制并公布国家、省、市、县四级行政许可事项清单，将依法设定的行政许可事项全部纳入清单管理，清单之外一律不得违法实施行政许可。该通知同时公布了《法律、行政法规、国务院决定设定的行政许可事项清单（2022年版）》。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.gov.cn/...>

● 国家发展和改革委员会关于印发《“十四五”现代流通体系建设规划》的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会
【发布文号】发改经贸〔2022〕78号
【发布日期】2022-01-24
【实施期间】2021-2025
【内容提要】该通知从商贸、物流、交通、金融、信用等方面提出若干规划。包括：

- 加快现代流通重点领域市场化进程、完善流通市场准入和公平竞争制度。各地区不得要求连锁经营等流通企业在本地设立具有法人资格市场主体。
- 推进线上线下、内外贸融合创新，打造数字化、智慧化、开放型现代商贸流通体系。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://www.ndrc.gov.cn/...>

● 工业和信息化部等八部门关于印发加快推动工业资源综合利用实施方案的通知

【发布单位】工业和信息化部等八部门
【发布文号】工信部联节〔2022〕9号
【发布日期】2022-02-10

一、最新中国法令

● 行政许可事项清单による管理の全面的実施に関する国务院办公厅による通知

【発布機関】国务院办公厅
【発布番号】国弁発〔2022〕2号
【発布日】2022-01-30
【概要】本通知では、2022年末までに全国で統一的に計画し、等級別に責任を負い、事項ごとに統一し、権利及び責任が明確化した行政许可事項リストシステムを構築し、国、省、市、県の4等級の行政许可事項リストを作成し、公表し、法律に依拠して設定された行政许可事項をすべてリストに組み入れて管理し、リスト外のものに対しては行政许可を違法に実施してはならないとした。本通知では、同時に「法律、行政法規、国务院が設定を決定した行政许可事項リスト（2022年版）」を公表している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.gov.cn/...>

● 『第十四次五か年計画』現代流通システム建設計画の印刷配布に関する国家发展改革委员会による通知

【発布機関】国家发展改革委员会
【発布番号】发改经贸〔2022〕78号
【発布日】2022-01-24
【実施期間】2021-2025
【概要】本通知では、商業貿易、物流、交通、金融、信用などの方面から幾つかの計画を打ち出した。具体的には、以下の内容が含まれる。

- 現代流通重点分野の市場化プロセスを加速させ、流通市場の参入許可及び公平竞争制度を整備する。各地区は、フランチャイズ・チェーン経営などの流通企業が現地において法人資格を持つ事業者を設立することを要求してはならない。
- オンライン及びオフラインにて、国内外貿易の融合及び革新を推進し、デジタル化、スマート化、開放型の現代商業貿易流通システムを構築する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://www.ndrc.gov.cn/...>

● 工業資源の総合利用の推進を加速させる实施方案の印刷配布に関する工业和信息化部等8部門による通知

【発布機関】工业和信息化部等8部門
【発布番号】工信部聯節〔2022〕9号
【発布日】2022-02-10

【内容提要】该方案提出工业固废综合利用提质增效工程、再生资源高效循环利用工程、工业资源综合利用能力提升工程等重点任务。其中包括：

- 严控新增钢铁、电解铝等相关行业产能规模。适时修订限期淘汰的落后生产工艺设备名录，综合运用环保、节能、质量、安全、技术等措施，依法依规推动落后产能退出。
- 实施废钢铁、废有色金属、废塑料、废旧轮胎、废纸、废旧动力电池、废旧手机等再生资源综合利用行业规范管理。
- 推进电器电子、汽车等产品生产者责任延伸试点，鼓励建立生产企业自建、委托建设、合作共建等多方联动的产品规范化回收体系。
- 完善废旧动力电池回收利用体系。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2022/art_fc489238e7134848ab3f14bfe86c283e.html

- [国家发展和改革委员会等四部门关于发布《高耗能行业重点领域节能降碳改造升级实施指南（2022年版）》的通知](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会等四部门

【发布文号】发改产业〔2022〕200号

【发布日期】2022-02-11

【内容提要】该通知发布了炼油、电石、焦化、铁合金、有色金属冶炼等 17 个行业的节能降碳改造升级实施指南。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202202/t202211_1315446.html?code=&state=123

- [国家税务总局关于办理 2021 年度个人所得税综合所得汇算清缴事项的公告](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2022 年第 1 号

【发布日期】2022-02-08

【内容提要】根据该公告：

- 2021 年度终了后，居民个人需要汇总 2021 年 01 月 01 日至 12

【概要】本方案では、工業固形廃棄物の総合利用の質の向上及び効率化プロジェクト、再生資源の高効率循環利用プロジェクト、工業資源の総合利用能力の向上プロジェクトなどの重点任務を打ち出した。それには、以下の内容が含まれる。

- 鉄鋼、電解アルミニウムなどの関連業界の生産能力規模を新たに増加することを厳しくコントロールする。期限付きで淘汰される時代にそぐわない生産工程設備のリストを適時に改訂し、環境保護、省エネ、品質、安全、技術などの措置を総合的に運用し、法律及び規則に基づき時代にそぐわない生産能力の撤退を推進する。
- 廃鉄鋼、廃非鉄金属、廃プラスチック、廃タイヤ、古紙、使用済み動力電池、使用済み携帯電話などの再生資源総合利用業界の規範的管理を実施する。
- 電気電子、自動車などの製品生産者責任拡大の試行を推進し、生産企業が自ら建設し、委託建設し、提携して共同で建設するなどの複数事業者連動型の製品規格化回収システムの構築を奨励する。
- 使用済み動力電池の回収利用システムを整備する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2022/art_fc489238e7134848ab3f14bfe86c283e.html

- [「エネルギー多消費業種重点分野における省エネ・炭素削減改造・グレードアップ実施ガイドライン（2022年版）」の公布に関する国家发展和改革委员会等4部門による通知](#)

【発布機関】国家发展和改革委员会等4部門

【発布番号】发改产业〔2022〕200号

【発布日】2022-02-11

【概要】本通知では、製油、電気石、コークス化、鉄合金、非鉄金属製錬等 17 業種の省エネ・炭素削減改造グレードアップ実施ガイドラインを公布した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202202/t202211_1315446.html?code=&state=123

- [2021 年度个人所得税综合所得の確定申告手続きに関する国家税務総局による公告](#)

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告 2022 年第 1 号

【発布日】2022-02-08

【概要】本公告によると、以下の通りである。

- 2021 年度の終了後、居住者個人は、2021 年 1 月 1 日から 12 月 31

月 31 日取得的工资薪金、劳务报酬、稿酬、特许权使用费等四项所得的收入额，减除费用 6 万元以及扣除项目等，向税务机关申报并办理退税或补税。

- 办理时间为 2022 年 03 月 01 日至 06 月 30 日。在中国境内无住所的纳税人在 03 月 01 日前离境的，可以在离境前办理年度汇算。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5172700/content.html>

- [海关总署关于《区域全面经济伙伴关系协定》实施有关事宜的公告](#)

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2022 年第 13 号

【发布日期】2022-01-28

【内容提要】《区域全面经济伙伴关系协定》将于 2022 年 03 月 18 日起对马来西亚生效实施。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4154223/index.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、里兆解读

- [国家安全审查常态化视角下出海企业的数据合规](#)

数据全球化背景下，跨国公司在海外开展业务过程中，势必会受到各国数据法规的监管。本文从近期中国出台的相关数据监管法规出发，以出海企业（即、中国境外投资者在中国境内投资设立的企业）的视角，归纳和总结中国国家安全和数据合规常态化视角下出海企业面临的个人信息跨境传输风险，并提供相关合规建议。

中国目前已经形成了以《数据安全法》、《网络安全法》、《个人信息保护法》三大法律为基础的数

日までに取得した賃金給与、役務報酬、原稿報酬、特許権使用料等 4 項目の所得額を合算して、費用 6 万元及び控除項目等を控除し、税務機関に申告し、且つ税金還付又は追納を行う必要がある。

- 手続き期間は、2022 年 3 月 1 日から 6 月 30 日までとする。中国国内に住所のない納税者が 3 月 1 日までに出国する場合、出国前に年度確定申告を行うことができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5172700/content.html>

- [「地域的な包括的経済連携協定」\(RCEP\)の実施に関する事項についての税関総署による公告](#)

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2022 年第 13 号

【発布日】2022-01-28

【概要】「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)が 2022 年 3 月 18 日からマレーシアに対して発効し、施行される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4154223/index.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解説

- [国家セキュリティ審査常态化の視点から見た中国進出企業のデータコンプライアンス](#)

データのグローバル化を背景に、多国籍企業が海外で事業を展開する過程においては、どうしても各国のデータ法規の監督管理を受けることになる。本稿では、中国が最近公布したかかるデータ監督管理法規に基づき、中国進出企業（即ち、中国国外の投資家が中国国内で投資し、設立した企業）の視点から、中国の国家安全及びデータコンプライアンス常态化の背景の下で、中国進出企業が直面する個人情報越境伝送リスクを論理的にまとめ、総括し、順法の視点からコメントを提供する。

現在、中国では、「データセキュリティ法」、「サイバーセキュリティ法」、「個人情報保護法」という三大法律に基

据监管体系。为进一步落实该三大基础法律，为数据法律和企业数据管理构建实践的桥梁，中国正着手制定一系列的配套性法规。例如，国家网信办于2021年10月29日发布了《数据出境安全评估办法（征求意见稿）》（以下简称“《办法》”），于2021年11月14日发布了《网络数据安全条例（征求意见稿）》（以下简称“《条例》”）。上述法规均对数据的跨境传输作出了相应的规定，而出海企业因为母公司或者部分业务在境外的关系，在日常业务中不可避免的会发生数据的跨境传输问题，应该予以重点关注。

另外，从监管数据的种类而言，中国目前重点监管且出海企业可能容易涉及的应为个人信息和重要数据的跨境传输。根据《条例》等规定，重要数据是指一旦遭到篡改、破坏、泄露或者非法获取、非法利用，可能危害国家安全、公共利益的数据。重要数据的具体范围将在国家、地方、行业目录中予以具体规定，考虑到目前相关目录正在制定过程中，存在一定的不确定性；而个人信息的相关规定目前已经比较明确，因此本文将着眼于个人信息的跨境传输。

■ 个人信息跨境传输的可能情形介绍

个人信息的跨境传输，通常是指将在中国境内收集和产生的个人信息提供给境外机构、组织、个人的行为。常见的情形实务中主要有以下两种：

1. 出海企业出于开展经营业务的需要，向境外第三方（包括境外的母公司和关联公司）提供个人信息；
2. 出海企业因为内部管理（人力资源的一体化管理等）的需要，向境外第三方（通常是境外的母公司、关联公司或者集团内共同启用的第三方服务机构）提供中国境内个人信息。

当然也有一些相对比较特殊的情形，比如，类似“境外储存”的情形。具体而言，出海企业将其境内收集的个人信息，利用境外IT公司提供的云服务（例如，亚马逊AWS、微软Office 365海外版）进行存储，而这些云服务的服务器位于境外。

另外，以上情形是出海企业“主动”发起的跨境传输，但事实上在某些情况下，“被动”的出境仍然属于此处的跨境传输，比如，出海企业虽然将个人信息存储在中国境内，但允许境外第三方（特别是境外母公司和关联公司）远程访问该等存储在中国境内的个人信息。

づいたデータ監督管理システムがすでに形成されている。この三大基礎法律をさらに貫徹し、データ法律及び企業データ管理の実践への橋渡し機能を構築するために、中国は一連の附帯法規の制定に着手している。例えば、国家インターネット情報弁公室は、2021年10月29日に「データ国外移転セキュリティ評価弁法（意見募集案）」（以下、「弁法」という）を公表し、2021年11月14日には「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集案）」（以下「条例」という）を公表した。上述の法規はいずれもデータの越境伝送について相応の規定を設けているが、中国進出企業は、親会社又は一部の業務が国外にあることから、日常業務においてデータの越境伝送問題は避けて通ることはできず、重点的に関心を払わねばならない。

なお、監督管理対象となるデータの種類から言えば、中国において現在、重点監督対象となり、中国進出企業に関係してくるものは、個人情報及び重要データの越境伝送であると思われる。「条例」等の規定によれば、重要データとは、ひとたび改ざん、破壊、漏洩され、又は不法に取得、不法に利用された場合に国の安全、公共利益を脅かし得るデータをいう。重要データの具体的な範囲は、国、地域、業種ごとの目録において具体的に定められる。現在、かかる目録はまだ作成段階にあり、一定の不確実性が存在しているが、個人情報の関連規定は現在、相対的に明確になってきていることから、本稿では、個人情報の越境伝送に着眼する。

■ 個人情報の越境伝送の考えられ得る状況の紹介

個人情報の越境伝送とは、通常、中国国内で収集、形成された個人情報を国外の機構、組織、個人に提供する行為を指す。実務取扱においてよく見られるのは、主に次の2つの状況である。

1. 中国進出企業が経営業務上の必要から、国外の第三者（国外の親会社及び関連会社を含む）に個人情報を提供するもの。
2. 中国進出企業が内部管理（人的資源の一元化管理等）上の必要から、国外の第三者（通常、国外の親会社、関連会社又はグループ内で共用している第三者サービス機構）に中国国内の個人情報を提供するもの。

当然ながら、やや特別なケースもいくつかあり、それは例えば、「国外保存」といった状況などである。具体的には、中国進出企業は、自己が国内で収集した個人情報を、海外のIT企業から提供されるクラウドサービス（AmazonのAWSやマイクロソフトのOffice 365海外版）を利用して保存を行うが、これらのクラウドサービスのサーバーは海外にある。

なお、上記の状況は、中国進出企業が自ら進んで開始した越境伝送であるが、実際には、場合によっては受け身的に行われる国外向け伝送行為もここにいう「越境伝送」に該当することがある。例えば、中国進出企業は個人情報を中国国内に保存しているが、海外の第三者（特に海外の親会社や関連会社）が中国国内に保存されている個人情報にリモートでアクセスすることを認める等である。

■ 个人信息跨境传输的主要规制

《个人信息保护法》对个人信息的跨境传输作出了一定的规制，具体而言，必须至少满足以下一项前置条件¹：

1. 通过网信部门组织的安全评估；
2. 经专业机构进行个人信息保护认证；
3. 与境外接收方签订网信部门公布的标准合同。

首先需要说明的是，安全评估以及个人信息保护认证并非是指出海企业自身开展的自我评估、自我认证，而需要符合国家网信办的相关要求。关于安全评估，国家网信办日前发布的《办法》给出了一定的指引，后续需要关注其进一步的立法进展；关于个人信息保护认证，目前还没有看到国家网信办出台相关的政策指引等，仍需继续关注。

其次，《办法》第 4 条中规定了 4 类需要进行网信办安全评估的跨境传输场景²，针对个人信息而言，需要关注以下 2 点内容：

1. 主体角度：处理个人信息总量达到 100 万人的企业，向境外传输个人信息需要进行安全评估。即、与实际跨境传输的个人信息的具体数量无关，如果出海企业持有 100 万人以上的个人信息，发生跨境传输行为时就需要进行安全评估；
2. 跨境传输：企业累计跨境传输的个人信息数量超过 10 万人或敏感个人信息数量超过 1 万人的，向境外传输个人信息需要进行安全评估。即、关注的是实际跨境传输的个人信息种类和数量，与接收方和提供方的主体类型无关。

总体而言，对于出海企业而言，不管是安全评估还是认证，应该相对会比较复杂，所以在法律允许范围内采用与境外接收方签订标准合同的方式可能更为便利。尽管目前国家网信办仍未出台相应的标准合同模板，但我们注意到，《办法》对个人信息跨境传输合同应具备的主要内容³也进行了一定的规定，可以提前了解起来。

■ 个人信息跨境传输的其他注意事项

1. 知情及单独同意要求

根据《个人信息保护法》的要求，向境外提供

■ 个人信息的越境伝送に関する主な規制

「個人情報保護法」では、個人情報の越境伝送について一定の規制を行っている。具体的には、少なくとも次のいずれか 1 つの前提条件¹を満たしていなければならない。

1. インターネット情報部門が実施するセキュリティ評価を通過しなければならない。
2. 専門機構による個人情報保護認証を経なければならない。
3. インターネット情報部門が公表する標準契約を国外受領者と締結しなければならない。

まず、注意すべきこととして、セキュリティ評価及び個人情報保護認証は、中国進出企業が独自に行う自己評価や自己認証ではなく、国家インターネット情報弁公室の要求に適合しなければならない。セキュリティ評価については、先頃国家インターネット情報弁公室が公布した「弁法」で、一定のガイドラインを示しており、今後の立法の進捗に注目する必要がある。個人情報保護認証については、現在、国家インターネット情報弁公室はかかる政策・ガイドライン等をまだ公布しておらず、引き続き注意を払う必要がある。

次に、「弁法」第 4 条において、インターネット情報弁公室のセキュリティ評価を必要とする 4 とおりの越境伝送のパターン²が規定されているが、個人情報については、次の 2 点に注目すべきである。

1. 主体の視点から：個人情報の取り扱い総量が 100 万人に達する企業が国外に個人情報を伝送する際には、セキュリティ評価を実施しなければならない。つまり、実際に国外に伝送される個人情報の具体的な数とは関係なく、中国進出企業が 100 万人以上の個人情報を保有している場合には越境伝送行為が発生した時点でセキュリティ評価が必要になる。
2. 越境伝送：企業が累計で国外に伝送した個人情報の数が 10 万人以上、又は機微な個人情報の数が 1 万人以上に達した場合、国外へ個人情報を伝送する際に、セキュリティ評価が必要となる。つまり、受領者及び提供者の主体の種類とは関係なく、実際に国外に伝送される個人情報の種類及び数量に注目することになる。

全体的に見てみると、中国進出企業にとっては、セキュリティ評価にしても、認証にしても、相対的に複雑になってくるはずであるため、法律で認められる範囲内で、国外受領者と標準契約を締結する方法を採用したほうが一層便利である。現在、国家インターネット情報弁公室は、まだ相応の標準契約書式を公表していないが、「弁法」では、個人情報越境伝送契約の主な内容³についても一定の規定を行っており、事前にそれを把握しておくとい

■ 個人情報越境伝送に関するその他の注意点

1. 了知及び個別同意の要求

「個人情報保護法」の要求によれば、国外に個人

个人信息需告知个人信息主体境外接收方的名称或者姓名、联系方式、处理目的、处理方式、个人信息的种类以及个人向境外接收方行使法律规定权利的方式和程序等,并取得个人信息主体的单独同意。

《条例》首次对“单独同意”作出了定义,即,单独同意是指数据处理器在开展具体数据处理活动时,对每项个人信息取得个人同意,不包括一次性针对多项个人信息、多种处理活动的同意。如果严格解读该要求,出海企业可能需要就每一项个人信息的出境,独立地征求个人信息主体的同意,而不是目前常见的一次性针对多项个人信息出境征求同意,这将给出海企业带来的较大的合规负担。当然,由于《条例》目前只是征求意见稿,不排除正式稿会对单独同意的要求有所放开。

2. 本地化存储要求

《个人信息保护法》规定,关键信息基础设施运营者和处理个人信息达到规定数量的个人信息处理者需要将个人信息存储在中国境内,确需向境外提供的应当通过网信部门组织的安全评估。

我们倾向于认为,上述个人信息本地化存储判断中涉及的数量标准应该和《办法》中提及的个人信息出境安全评估的数量标准是一致的。即,如果出海企业处理个人信息总量达到100万人,或者出海企业跨境传输的个人信息数量超过10万人或敏感个人信息数量超过1万人的,则首先会被要求在中国境内存储个人信息。

3. 自评估和处理记录要求

根据《个人信息保护法》,向境外传输个人信息前应进行个人信息保护影响评估,并对处理情况进行记录。评估的内容应当包括信息的处理目的、处理方式等是否合法、正当、必要;对个人权益的影响及安全风险;所采取的保护措施是否合法、有效并与风险程度相适应。评估通过后,企业在向境外传输个人信息时,需要对跨境传输的情况进行记录。评估报告和记录需至少保存3年。因此,出海企业实施个人信息跨境传输时也需要满足上述要求。

4. 安全报告编制要求

《条例》在《个人信息保护法》的基础上,新

情報を提供する場合、個人情報主体に対して国外受領者の名称又は氏名、連絡先、取扱目的、取扱方法及び取り扱う個人情報の種類、個人が国外受領者に対し法律・法規に定める権利を行使する方式及び手順等を告知し、且つ個人情報主体の個別の同意を得なければならないとされている。

「条例」では、初めて「個別の同意」について定義を行っており、即ち、「個別の同意」とは、データ取扱者が具体的なデータ取扱活動を行う際に、個人情報ごとに個人の同意を得ることを指す(複数の個人情報、複数の取扱活動に対する一括同意は含まない)。当該要求を厳格に解釈したならば、現在よく見られる複数の個人情報を国外に向けて伝送することについて一括して同意を得るのではなく、中国進出企業は1件1件の個人情報について国外に向けて伝送する際に、都度、個人情報主体の同意を得なければならない可能性があり、これは、中国進出企業にとって大きなコンプライアンス上の負担となる。もちろん現在、「条例」はまだ意見募集案であるため、正式案では、個別の同意に関する要求が緩和される可能性もあり得る。

2. 現地保存に関する要求

「個人情報保護法」によれば、「重要情報インフラストラクチャーの運営者及び個人情報の取扱数量が所定の数量以上に達した個人情報取扱者は、個人情報を中国国内で保存しなければならない。どうしても国外に提供する場合、インターネット情報部門のセキュリティ評価を経なければならない。」とされている。

筆者の認識としては、上述の個人情報現地保存の判断における数量基準は、おそらく「弁法」における個人情報の国外向け伝送セキュリティ評価の数量基準と一致しているものと考えられる。つまり、中国進出企業が取り扱う個人情報の総量が100万人に達した、又は中国進出企業が国外に伝送する個人情報の数量が10万人を超えた、又は機微な個人情報の数量が1万人を超えた場合、まずは中国国内において個人情報を保存することが要求される。

3. 自己評価及び取扱記録に関する要求

「個人情報保護法」によれば、国外へ個人情報を伝送する前に、個人情報保護影響評価を行い、且つ取扱状況について記録を行わなければならないとされている。評価の内容には、個人情報の取扱目的、取扱方式等が適法、正当、必要であるか、個人権益への影響及びセキュリティリスク、講じる保護措置が適法、有効であり、且つリスクの度合と釣り合っているか等が含まれることになる。評価を経た後は、企業が国外に個人情報を伝送する際に、越境伝送の状況を記録しなければならない。評価報告及び記録は、少なくとも3年間は保存しなければならない。従って、中国進出企業が個人情報の越境伝送を行う場合も、上述の要求を満たす必要がある。

4. セキュリティ報告書の作成要求

「条例」は、「個人情報保護法」をベースにして、国

增了出境安全报告的编制要求，加强了对数据出境的动态化监管。规定企业应在每年 1 月 31 日前编制数据出境安全报告，向市级网信部门报告上一年企业向境外提供个人信息的情况⁴。如果条例最后顺利通过并出台，那么出海企业实施个人信息跨境传输时同样需要满足该要求。

■ 关于境外实体在中国境外直接收集并处理中国境内个人信息的说明

从表面看，与个人信息的跨境传输比较相似的，还有境外实体（比如出海企业在境外的母公司或者关联公司）直接收集境内自然人个人信息的情形（同样伴随着“个人信息”从中国境内流动到境外的事实）。

但是，境外实体直接收集境内自然人的个人信息与个人信息跨境传输有一个很大的不同是，前者的信息提供主体是个人信息主体；而后者则是个人信息处理主体（个人信息处理者）。

另外，根据《个人信息保护法》，境外实体在向境内自然人提供产品或服务，或分析、评估境内自然人的行为过程中处理个人信息的，境外实体也同境内个人信息处理主体一样受《个人信息保护法》的规制，即、通常所说的“域外适用”。

■ 针对出海企业的数据合规建议

在中国数据合规体系不断完善的今天，出海企业在中国开展业务必然会面临更大的数据合规挑战，需要密切关注中国关于数据跨境传输的各类法律规制。就个人信息的跨境传输而言，我们提出以下建议，供相关出海企业参考：

1. 梳理出海企业向中国境外传输个人信息的各类场景。
2. 对照安全评估和本地化存储的标准，判断出海企业是否落入该等标准。如果落入标准的，出海企业应当重点关注安全评估的相关规定，提前做好安全评估的准备；如果未落入标准的，出海企业应当关注标准合同、个人信息保护认证的相关立法进展，及时采取措施，落实个人信息跨境传输的前置条件。

外向け伝送セキュリティ報告書の作成要求を新規追加し、データの国外向け伝送に対する動態監督管理を強化した。企業は、毎年 1 月 31 日までにデータの国外向け伝送に関するセキュリティ報告書を作成し、前年度において企業が国外に提供した個人情報の状況⁴を市級インターネット情報部門に報告しなければならないと定めている。もし条例が可決されれば、中国進出企業が個人情報の越境伝送を行う際にも、同様に当該要求を満たさなければならないことになる。

■ 外国事業体が中国国外において中国国内の個人情報を直接収集し、取り扱うことについての説明

表面的に見た場合、個人情報の越境伝送とやや相似しているのは、外国事業体（例えば、中国進出企業の国外にある親会社や関連会社）が国内にいる自然人の個人情報を直接収集するケースである（同様に、「個人情報」が中国国内から中国国外に流れる事実を伴う）。

しかし、外国事業体が直接に国内の自然人の個人情報を収集すること、個人情報の越境伝送とでは大きな違いがあり、前者の情報の提供主体は個人情報主体であるが、後者は、個人情報を取り扱う主体（個人情報取扱者）である。

なお、「個人情報保護法」によれば、外国事業体が国内自然人に対し製品やサービスを提供したり、国内の自然人の行為を分析・評価したりする過程において個人情報を取り扱う場合、外国事業体も国内の個人情報取扱主体と同様に、「個人情報保護法」の規制を受けることになる（いわゆる「域外適用」である）。

■ 中国進出企業に対するデータコンプライアンスに関するアドバイス

中国におけるデータコンプライアンスシステムが絶えず整備されている現段階において、中国進出企業は中国でビジネスを展開するには、必然的にデータコンプライアンスのより大きな試練に直面することになり、中国のデータ越境伝送に関する各種の法律規制に注目していく必要がある。個人情報の越境伝送については、中国進出企業の参考に資するため、以下のとおり助言を行う。

1. 中国進出企業が中国国外に個人情報を伝送することになる様々なケースをまとめておくようにする。
2. セキュリティ評価及び現地保存基準を見比べてみて、中国進出企業がこれらの基準の適用対象に該当するかどうかを判断する。もしもこれらの基準の適用対象に該当している場合には、中国進出企業は、セキュリティ評価の関連規定に重点的に注目し、事前にセキュリティ評価の準備をしっかりと行っておかなければならない。もしもこれらの基準の適用対象に該当していないならば、中国進出企業は、標準契約、個人情報保護認証の係る立法作業の進捗に注意を払うようにし、速やかに措置を講じて、個人情報越境伝送の前置条件を満たすようにしておく。

3. 对个人信息跨境传输的场景进行个人信息保护评估, 并对跨境传输情况及时做好记录。

(作者: 里兆律师事务所 丁志龙、陈晓鸣)

3. 個人情報越境伝送の状況について個人情報保護評価を行い、越境伝送の状況を遅滞なく記録していく。

(作者: 里兆法律事務所 丁志龍、陳曉鳴)

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题 (= 律师近期的关注话题)

- [《公司法（修订草案）》](#)
- [《个人信息保护法》内部培训会、个人信息管理规则及同意书等文件](#)

三、トピックス

※企業が最近注目している話題 (= 弁護士が最近注目している話題)

- [「会社法\(改正草案\)」](#)
- [「個人情報保護法」の社内研修会、個人情報管理規則及び同意書などの文書](#)

1 《个人信息保护法》第 38 条: 个人信息处理者因业务等需要, 确需向中华人民共和国境外提供个人信息的, 应当具备下列条件之一:

- (一) 依照本法第四十条的规定通过国家网信部门组织的安全评估;
- (二) 按照国家网信部门的规定经专业机构进行个人信息保护认证;
- (三) 按照国家网信部门制定的标准合同与境外接收方订立合同, 约定双方的权利和义务;
- (四) 法律、行政法规或者国家网信部门规定的其他条件。

中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定对向中华人民共和国境外提供个人信息的条件等有规定的, 可以按照其规定执行。个人信息处理者应当采取必要措施, 保障境外接收方处理个人信息的活动达到本法规定的个人信息保护标准。

1 「個人情報保護法」第 38 条: 個人情報取扱者は、業務上の必要性から、中華人民共和国国外に個人情報を提供する必要がある場合は、以下のいずれかの条件に該当する必要がある。

- (一) 本法第四十条の規定に基づき、国家インターネット情報部門が組織するセキュリティ評価に合格すること。
- (二) 国家インターネット情報部門の規定に従い、専門機構による個人情報保護認証を経ること。
- (三) 国家インターネット情報部門が制定した標準契約に従い、国外の受領者と契約を締結し、両当事者の権利と義務を規定すること。
- (四) 法律、行政法規、又は国家インターネット情報部門によって規定されたその他の条件。

中華人民共和国が締結した又は参加している国際条約、協定において、中華人民共和国国外への提供個人情報の提供条件等に関する定めがある場合には、その規定に従うことができる。個人情報取扱者は、国外受領者の処理個人情報取扱活動が本法に定める個人情報保護基準に達することを保障するために、必要な措置を講じなければならない。

2 第四条 数据处理者向境外提供数据, 符合以下情形之一的, 应当通过所在地省级网信部门向国家网信部门申报数据出境安全评估。

- (一) 关键信息基础设施的运营者收集和产生的个人信息和重要数据;
- (二) 出境数据中包含重要数据;
- (三) 处理个人信息达到一百万人的个人信息处理者向境外提供个人信息;
- (四) 累计向境外提供超过十万人以上个人信息或者一万人以上敏感个人信息;
- (五) 国家网信部门规定的其他需要申报数据出境安全评估的情形。

2 第四条 データ取扱者が国外にデータを提供し、次のいずれかの状況に該当する場合には、所在地の省級インターネット情報部門を通じて、国家インターネット情報部門にデータの国外向け伝送セキュリティ評価を申告しなければならない。

- (一) 重要情報インフラストラクチャーの運営者が収集し、発生した個人情報および重要データ。
- (二) 越境伝送の対象データには、重要データが含まれる場合。
- (三) 個人情報の取扱数量が 100 万人に達した個人情報取扱者が国外に個人情報を提供する場合。
- (四) 国外に提供した個人情報の数量が累計で 10 万人以上に達した、又は国外に提供した機微な個人情報の数量が 1 万人以上に達した場合。
- (五) 国家インターネット情報部門が規定しているその他のデータの国外向け伝送セキュリティ評価の申告が必要な場合。

3 《数据出境安全评估办法（征求意见稿）》第 9 条: 数据处理者与境外接收方订立的合同充分约定数据安全保护责任义务, 应当包括但不限于以下内容:

- (一) 数据出境的目的、方式和数据范围, 境外接收方处理数据的用途、方式等;
- (二) 数据在境外保存地点、期限, 以及达到保存期限、完成约定目的或者合同终止后出境数据的处理措施;
- (三) 限制境外接收方将出境数据再转移给其他组织、个人的约束条款;
- (四) 境外接收方在实际控制权或者经营范围发生实质性变化, 或者所在国家、地区法律环境发生变化导致难以保障数据安全时, 应当采取的安全措施;
- (五) 违反数据安全保护义务的违约责任和具有约束力且可执行的争议解决条款;
- (六) 发生数据泄露等风险时, 妥善开展应急处置, 并保障个人维护个人信息权益的通畅渠道。

3 「データ国外移転セキュリティ評価弁法(意見募集案)」第 9 条: データ取扱者と国外受領者が締結した契約では、データセキュリティ保護責任義務を十分に約束しなければならない。それには、以下の内容が含まれるが、それらに限定されない。

- (一) データの国外向け伝送の目的、方式及びデータの範囲、国外受領者のデータ取扱の用途、方式等。
- (二) データの国外における保存場所、保存期間、及び保存期間の満了、約定された目的の達成、又は契約終了後に国外に伝送されたデー

タの取扱措置。

- (三) 国外受領者が国外に伝送されたデータをその他の組織、個人に再移転することを制限するための拘束条項。
- (四) 国外受領者が実際の支配権又は経営範囲に実質的な変化が発生した、又は所在国や地域の法律環境が変化し、データのセキュリティを保障することが困難になった場合、講じるべき安全措置。
- (五) データセキュリティ保護義務に違反した場合の違約責任及び拘束力があり、且つ執行可能な紛争解決条項。
- (六) データ漏洩などのリスクが発生した場合には、適切な緊急対応を行い、個人情報権益を円滑に守ることができるルートを保障する。

⁴ 《网络安全安全管理条例（征求意见稿）》第 40 条：向境外提供个人信息和重要数据的数据处理者，应当在每年 1 月 31 日前编制数据出境安全报告，向设区的市级网信部门报告上一年度以下数据出境情况：

- (一) 全部数据接收方名称、联系方式；
- (二) 出境数据的类型、数量及目的；
- (三) 数据在境外的存放地点、存储期限、使用范围和方式；
- (四) 涉及向境外提供数据的数据用户投诉及处理情况；
- (五) 发生的数据安全事件及其处置情况；
- (六) 数据出境后再转移的情况；
- (七) 国家网信部门明确向境外提供数据需要报告的其他事项。

⁴ 「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集案）」第 40 条：国外に個人情報及び重要データを提供するデータ取扱者は、毎年 1 月 31 日までに、データの国外向け伝送セキュリティ報告書を作成し、区を設けた市級インターネット情報部門に前年度における以下のデータの国外への伝送状況を報告しなければならない。

- (一) すべてのデータ受領者の名称、連絡先。
- (二) 国外へ伝送するデータの類型、数量及び目的。
- (三) データの国外での保存場所、保存期間、使用範囲及び方式。
- (四) 国外へのデータ提供に関するユーザーの苦情申立て及び取扱状況。
- (五) 発生したデータセキュリティ事件及びその対処状況。
- (六) データの国外向け伝送後の再移転の場合。
- (七) 国外へのデータ提供の際に報告しなければならないと国家インターネット情報部門が明確に定めるその他の事項。